

本パンフレットは、
下記のガイドラインから作成されています。



全体版URL

[https://www.mhlw.go.jp/
file/06-Seisakujouhou-
11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/
0000201596.pdf](https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000201596.pdf)

ガイドラインの名称を検索しても
ご覧いただけます。



保育所における感染症対策ガイドライン



公開ページ 厚生労働省Webサイト「子ども・子育て 保育関係」

▶▶▶ その他、保育所保育指針関係資料も公開中です。

Step.1

「厚生労働省 保育」で検索してください。

厚生労働省 保育



Step.2

検索後「5 保育所保育指針関係」をクリックしてください。



保育所における感染症対策 ガイドライン(2018年改訂版)

のご案内



実施
していますか？

ガイドラインに基づいた感染症対策



保育所における感染症対策

『保育所における感染症対策ガイドライン(2018年改訂版)』は、「保育所保育指針」に基づき、保育所における子どもの健康と安全の乳幼児期の特性を踏まえた感染症対策の基本を示し、感染症対策に取り組む際に

1. 感染症に関する基本的事項

感染症とは何か、その予防・対応・体制に対する基本的な考え方は何かが記載されています。

- (1) 感染症とその三大要因
- (2) 保育所における感染症対策
- (3) 学校における感染症対策

2. 感染症の予防

感染症を予防するための日々の管理について、具体的な方法が記載されています。

- (1) 感染予防
 - ア) 感染源対策
 - イ) 感染経路別対策
 - ウ) 感受性対策(予防接種等)
 - エ) 健康教育
- (2) 衛生管理
 - ア) 施設内外の衛生管理
 - イ) 職員の衛生管理



ガイドライン(2018年改訂版)の概要

18年改訂版)』は、「保育所保育指針」に基づき、確保に資するよう作成されました。保育士の方々などが医療関係者や関係機関と連携し、活用できるよう構成されています。

3. 感染症の疑い時・発生時の対応

感染を拡大させないために大切なことが、場面ごとに記載されています。

- (1) 感染症の疑いのある子どもへの対応
- (2) 感染症発生時の対応
- (3) 罹患した子どもが登園する際の対応



4. 感染症対策の実施体制

感染症対策を円滑に推進するための組織体制や連携するうえで大切なことなどについて記載されています。

- (1) 記録の重要性
- (2) 医療関係者の役割等
 - ア) 嘱託医の役割と責務
 - イ) 看護師等の役割と責務
- (3) 関係機関との連携
- (4) 関連情報の共有と活用
- (5) 子どもの健康支援の充実

1. 感染症に関する基本的事項



乳幼児および保育所の特性、
感染症の発生要因を踏まえ、
個人と集団の健康確保の観点から行う感染症対策の基本

子どもの命と健康を守る保育所においては、全職員が感染症成立のための三大要因と主な感染症の潜伏期間や症状、予防方法について知っておくことが重要です。また、乳幼児期の子どもの特性や一人一人の子どもの特性に即した適切な対応がなされるよう、保育士などが嘱託医や医療機関、行政の協力を得て、保育所における感染症対策を推進することが重要です。

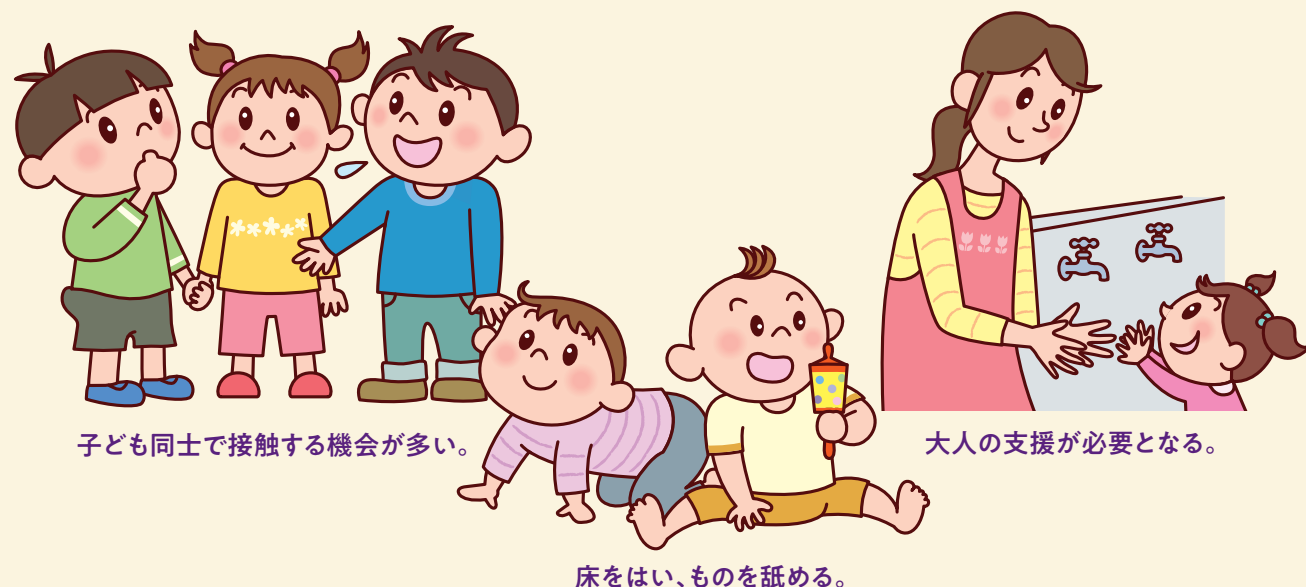
感染症成立のための三大要因である
「感染源」「感染経路」「感受性が存在する宿主」について解説しています。

別添の資料として26種の感染症を取り上げ、
潜伏期間や症状・特徴、予防・治療方法などについて記載しています。

感染症対策において考慮すべき乳幼児の生活や行動の特徴、
生理的特性などについて解説しています。

保育所で準拠すべき
「学校保健安全法」などについて解説しています。

■感染症対策において考慮すべき乳幼児の生活や行動の主な特徴



2. 感染症の予防



感染者への対応、
各感染経路の特徴と対策、予防接種の基本的事項、
日常的な衛生管理の具体的方法など

感染症の予防には、病原体の付着や増殖を防ぐこと、感染経路を断つこと、予防接種を受けて感受性のある状態(免疫を持っていない状態)をできる限り早く解消することなどが大切です。また、保育所において衛生管理を行うに当たっては、施設内外の環境の維持に努めるとともに、職員が清潔を保つことや職員の衛生知識の向上に努めることが重要です。

明らかな症状が見られない不顕性感染者の存在など、
感染源対策で気をつけるべき事項について解説しています。

保育所における具体的な対策も交えながら、
特に注意すべき6つの感染経路について解説しています。

予防接種に関する概要のほか、職員を含めた予防接種歴や罹患歴の記録の
重要性などについて解説しています。

別添の資料として、消毒薬の種類と用途のほか、消毒方法、消毒薬の管理、
使用上の注意点などについて記載しています。

■保育所で特に注意すべき6つの感染経路

 飛沫感染	病原体が含まれた小さな水滴(飛沫)が口から飛び、これを近くにいる人が吸い込むことで感染
 経口感染	病原体を含んだ食物や水分を口にするによって、病原体が消化管に達して感染
 空気感染 (飛沫核感染)	飛び出した飛沫が乾燥し、その芯となっている病原体(飛沫核)が感染性を保ったまま空気の流れて拡散することで感染
 血液媒介感染	血液には病原体が潜んでることがあり、その血液が傷ついた皮膚や粘膜につくことで感染
 接触感染	病原体が付着した手で、口、鼻または眼を触ること、病原体が付着した遊具を舐めることなどによって感染
 蚊媒介感染	病原体を持った蚊に刺されることで感染

3. 感染症の疑い時・発生時の対応



感染症の早期発見、発生時の処置、
家庭や地域との連携、
罹患後の登園再開にかかわる基本的考え方と具体的手順など

子どもの病気の早期発見と迅速な対応は、本人の体調管理ということに加え、周りの人への感染拡大を予防するという意味においても重要です。登園時の子どもの体調や家庭での様子を把握するとともに、保育中の子どもの体温、機嫌、食欲、顔色、活動性などについて、子どもとのかかわりや観察をとおして把握することが大切です。子どもや職員が感染症に罹患していることが判明した際の適切な対応についても、事前に把握しておくことが重要です。

別添の資料として、子どもの症状を見るポイントや
発熱・下痢・嘔吐・咳・発しんへの対応などについて記載しています。

嘱託医などへの相談、関係機関への報告、保護者への情報提供、
感染拡大の防止策、発生状況の記録など、
感染症発生時の対応について解説しています。

子どもの病状が回復し、保育所における集団生活に支障がないと
医師により判断されているなど、感染症に罹患した子どもが登園する際に
確認すべき事項や対応について解説しています。

■発しんに気づいたときの対処の例

 他の子どもたちとは
別室へ移します。

 発しん以外の症状はないか、
発しんが時間とともに
増えていないかなどの観察をします。

 クラスや兄弟姉妹、
一緒に遊んだ子どもの中に、
感染症の発症が疑われる症状が
見られる子どもがいないか確認します。



発しんのほか、いつもと違う様子も
子どもからのサインです。

4. 感染症対策の実施体制



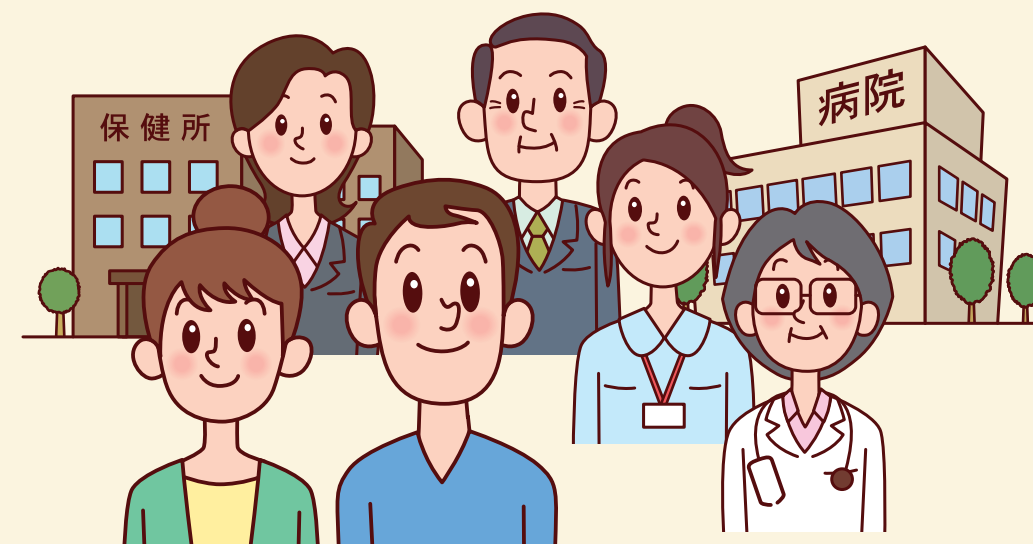
保育所内の組織的取り組み、
保健所などの関係機関との連携など、
保育所内外における感染症対策実施体制整備の重要性

保育所における感染症対策の実施に当たっては、施設長のリーダーシップの下に全職員が連携・協力することが不可欠です。保育士、看護師、栄養士、調理員などの各職種の専門性を活かして、各保育所で作成する保健計画などを踏まえ、保育所全体で見通しを持って取り組むことが求められます。また、感染症発生時の対応に関するマニュアルを作成し、緊急時の体制や役割を明確にしておくとともに、保護者へ事前説明を行うことも大切です。体系的、計画的に研修を実施し、職員の感染予防に関する知識の向上および共有に努めることも重要です。

家庭や地域の関係者(近隣の保育所、学校、嘱託医、設置者、
行政担当者、保健所など)と連携し、記録に基づく情報を活用、
共有することの重要性について解説しています。

保育所における嘱託医や看護師などの役割のほか、
あらかじめ関係機関の協力を得ておくことの重要性などについて、
関係法令とともに解説しています。

国や自治体などが公表する感染症発生動向の入手先など、
公表されている情報について記載しています。



家庭や地域との連携により、保健的対応の充実・向上を図りましょう。